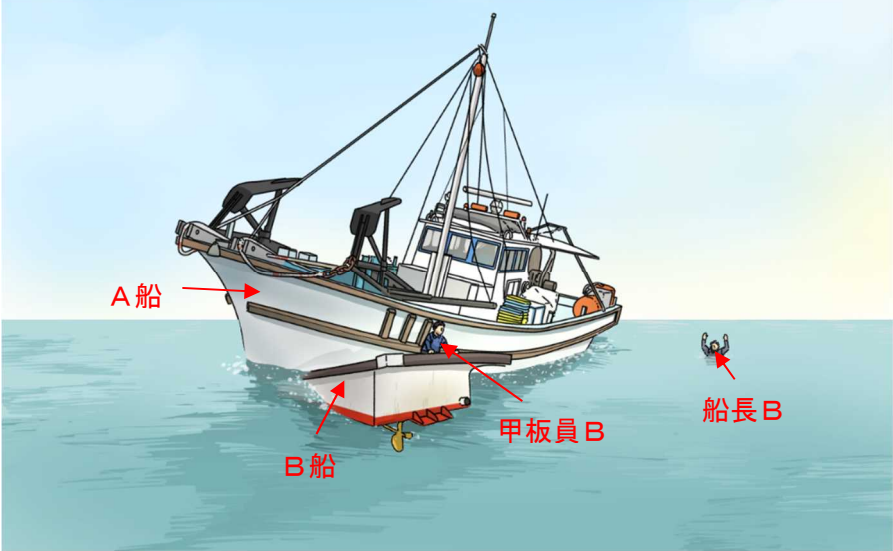


船舶事故調査報告書

令和元年12月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月16日 04時40分ごろ
発生場所	香川県坂出市岩黒島東方沖 <small>ひつし</small> 櫃石港4号防波堤灯台から真方位148°1,100m付近 （概位 北緯34°24.5′ 東経133°48.9′）
事故の概要	漁船 <small>たかえい</small> 孝栄丸は、南南東進中、また、漁船 <small>さんろう</small> 三卯丸は、操業しながら西北西進中、両船が衝突した。 三卯丸は、乗組員2人が負傷し、右舷中央部外板の圧損等を生じ、また、孝栄丸は、船首部外板等の擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 孝栄丸、19トン KA2-1724（漁船登録番号）、個人所有 17.90m（Lr）×6.00m×1.20m、軽合金 ディーゼル機関、842kW（動力漁船登録票による）、平成10年11月3日 B 漁船 三卯丸、4.94トン OY3-15348（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.55m×0.75m、FRP ディーゼル機関、276kW（動力漁船登録票による）、昭和50年9月15日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年10月5日 免許証交付日 平成27年10月7日 （令和2年11月17日まで有効） B 船長B 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年11月8日 免許証交付日 平成28年10月3日 （令和3年11月7日まで有効）

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 軽傷 2人（船長B、甲板員）</p>
損傷	<p>A 船首部外板及び船底部外板に擦過傷</p> <p>B 右舷中央部外板及び操舵室に圧損、主機等に濡損（廃船）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約1.3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日出時刻：05時03分ごろ</p> <p>常用薄明開始時刻：04時35分ごろ</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、こませ網漁の目的で、坂出市岩黒漁港を出港し、備讃瀬戸南航路付近の漁場で操業を行い、岡山県倉敷市下津井港で漁獲物を水揚げした後、法定灯火を表示し、令和元年7月16日04時35分ごろ帰途についた。</p> <p>A船は、坂出市櫃石島<small>こわき</small>小脇鼻東方沖に至り、船長Aが、針路を岩黒島東方沖約300mに向けた頃、船首方に船舶を見掛けなかったため、約19ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵により南南東進した。</p> <p>船長Aは、A船が櫃石島櫃石東方沖に達した頃、船首方に‘自身が所有するふぐ養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）の‘黄色のアンカーブイ’（以下「本件ブイ」という。）を視認し、本件ブイを見ながら航行するうちに、ふぐの餌やり作業が頭に浮かんだ。</p> <p>A船は、船長Aが、ふぐの餌やり作業のことを考えながら航行を続け、岩黒島東方沖に至った頃、船首方至近にB船の白灯を認め、主機を中立運転としたが、04時40分ごろA船の船首部がB船の右舷中央部に衝突し、B船に乗り上げて停まった。（図1参照）</p>  <p>図1 A船がB船に乗り上げて停まった状態（イメージ）</p> <p>船長A及び甲板員Aは、B船の乗組員2人を救助してA船に乗せ、</p>

	<p>船長Aが、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、付近を通り掛かった瀬渡船に救助した2人を移乗させた後、下津井港まで移送するよう依頼した。</p> <p>岩黒漁港付近にいた船長Aの家族は、異変に気付いて漁船（以下「C船」という。）で駆けつけ、船長A及び甲板員Aと協力して沈みかけていたB船をC船のユニックで吊り上げた。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、たこつぼ縄漁の目的で、02時00分ごろ法定灯火を表示し、下津井港を出港して漁場を移動しながら操業を続け、04時30分ごろ岩黒島東方沖の漁場に到着した。</p> <p>B船は、船長Bが、主機を中立運転として周囲を見渡したところ、B船に向かって接近する他船を見掛けなかったため、甲板員Bを前部甲板右舷側の揚収用ローラの操作に当たらせてたこつぼの巻き揚げ作業を行わせ、自らは前部甲板左舷側で、たこつぼの整理作業に当たりながら、約1.6knの速力で西北西進していた。</p> <p>船長Bは、本件養殖施設に近づいたので、左舷方の本件養殖施設との距離を確かめた後、右舷方を見たところ、B船に向かって接近してくるA船を視認し、A船に向かって両手を振りながら大声で叫んだ。</p> <p>B船は、船長Bが、A船との衝突の危険を感じ、揚収用ローラを停止し、甲板員Bと共に後部甲板に逃げた直後、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水したが、A船の乗組員によってA船に助け上げられ、船長Aの携帯電話を借りて海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに自身の家族に同旨を連絡した。</p> <p>甲板員Bは、自身の力でA船に乗り移った。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、瀬渡船で下津井港に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、その後、いずれも別の病院で受診し、船長Bが頸椎捻挫等、甲板員Bが腰部捻挫等とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、A船及びC船によって岩黒漁港までえい航された後、陸揚げされ、後日、廃船とされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダー及びGPSプロッターを備えていたが、ふだんから視界の良い時はレーダーを起動していなかった。</p> <p>船長Aは、南南東方に針路を定めた際、船首方に船舶を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い込み、また、ふぐの餌やり作業のことを考えていて、B船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>B船は、有効な音響設備を有していなかった。</p> <p>船長Bは、たこつぼ縄漁の操業を開始する前に周囲を見渡したところ、B船に向かって接近する他船を見掛けなかったため、B船に接近してくる船舶はいないと思ったことと、操業中は、いつも他船がB船を避けてくれていたので、航行中の他船が操業中のB船を避けてくれ</p>

	<p>ると思い、たこつぼの整理作業に没頭していて、接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、早期にA船に気付いていたら、縄を切って移動し、衝突を回避できたかも知れないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件養殖施設は、東西の長さが約100m、南北の長さが約200mで、海面上の高さが約0.7mあり、東側の南北端2か所に本件ブイが設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、岩黒島東方沖を南南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思ひ込み、考え事をしながら航行したことから、B船に向かって接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、南南東方に針路を定めた際、船首方に船舶を見掛けなかったことから、前路に他船はいないと思ひ込み、また、ふぐの餌やり作業が頭に浮かび、同作業のことを考えながら航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、岩黒島東方沖で操業しながら西北西進中、船長Bが、航行中の他船が操業中のB船を避けてくれると思ひ、たこつぼの整理作業に没頭していたことから、B船に向かって接近してくるA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、たこつぼ縄漁の操業を開始する前に周囲を見渡したところ、B船に向かって接近する他船を見掛けなかったこと、及びいつも操業中は他船がB船を避けてくれていたことから、航行中の他船が操業中のB船を避けてくれると思ひ、たこつぼの整理作業に没頭していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、岩黒島東方沖において、A船が南南東進中、B船が操業しながら西北西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思ひ込み、考え事をしながら航行し、また、船長Bが、航行中の他船が操業中のB船を避けてくれると思ひ、たこつぼの整理作業に没頭していたため、互いに接近する状況であることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、航海に関すること以外の考え事や思ひ込みをせず、操船に専念し、常時、見張りを適切に行うこと。 ・周囲が明るくなる前に航行する際は、他船を見落とすことがない

	<p>よう視界が良くてもレーダーを活用すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業中であっても、他船が避けてくれると思わず、作業に没頭することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

